

## 第415回南国市議会定例会会議録

第4日 令和2年6月22日 月曜日

### 出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 山中 良成
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

—\*—

### 欠席議員

なし

—\*—

### 出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 土橋 愛	環境課長 谷合成章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	地籍調査課長 横山 聖二
都市整備課長 若枝 実	住宅課長 山崎 伸二

上下水道局長	橋 詰 徳 幸	会計管理者兼 参事兼会計課長	秋 田 節 夫
福祉事務所長	池 本 滋 郎	教 育 長	竹 内 信 人
教育次長兼 学校教育課長	伊 藤 和 幸	生涯学習課長	中 村 俊 一
監査委員 長	天 羽 庸 泰	農業委員 長	弘 田 明 平
消 防 長	小 松 和 英		

\*—————\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	公文知子	次 長	野口裕介
書記	門脇智哉		

\*—————\*

#### 議事日程

令和2年6月22日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和2年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 南国市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 南国市重要な公の施設に関する条例
- 第10 議案第10号 市道の廃止について
- 第11 議案第11号 市道の認定について
- 第12 新型コロナウイルス対策特別委員会の中間報告
- 第13 承認要求書

\*—————\*

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第13まで

議発第1号より議発第3号まで

—————\*—————

午前10時1分 開議

○議長（土居恒夫） これより本日の会議を開きます。

—————\*—————

議案第1号から議案第11号まで

○議長（土居恒夫） この際、議案第1号から議案第11号まで、以上11件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長西川潔議員。

—————\*—————

令和2年6月18日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

総務常任委員長

西 川 潔

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和2年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第2款総務費 第2条地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

第 7号	南国市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 8号	南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 9号	南国市重要な公の施設に関する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

\*

〔10番 西川 潔議員登壇〕

○10番（西川 潔） おはようございます。総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第7号から議案第9号までの4件であります。去る18日に委員会を開催し、執行部から副市長初め関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第1号令和2年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第2款総務費、第2条地方債の補正についてであります。歳入歳出補正予算の規模は2,191万4,000円の増額であり、歳入では、国庫支出金669万4,000円、県支出金270万円、財産収入1,034万5,000円、諸収入2,851万3,000円及び市債80万円を増額し、財政調整基金繰入金2,713万8,000円を減額するものです。歳出では、総務費関係では、企画一般管理費240万円及び交通関係事業費331万1,000円を増額するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号南国市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の改正に伴い、同法に係る引用条項について条ずれが生じたことから、南国市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもので、改正内容は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度が創設されることに伴い、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の整備を行うことであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第9号南国市重要な公の施設に関する条例につきましては、南国市ものづくりサポートセンターが設置されることに伴い、本市の公の施設について整理を行い、一部の施設を地方自治法に規定する重要な公の施設及び特に重要な公の施設にすることから、本条例を制定するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 産業建設常任委員長有沢芳郎議員。

—————\*—————

令和2年6月17日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

産業建設常任委員長

有 沢 芳 郎

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第10号	市道の廃止について	原案を可決すべきもの	適当と認める
第11号	市道の認定について	原案を可決すべきもの	適当と認める

—————\*—————

〔12番 有沢芳郎議員登壇〕

○12番（有沢芳郎） おはようございます。産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第10号及び議案第11号の2件であります。去る17日に委員会を開催し、現地調査を担当課長立ち合いのもとで行い、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第10号市道の廃止については、団地内の市道である第3中央団地2号線を、第3中央団地の取り壊しに伴い廃止するものと、篠原区画7号線は、既存の市道まで延伸することにより終点が変更となるため、一度廃止するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号市道の認定については、立柿1号線は、都市計画法第29条による開発により整備されたため、市道として認定するものであり、篠原区画7号線は、既存の市道まで延伸することにより終点が変更となるため、一度廃止を行った後、再度認定するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（土居恒夫） 教育民生常任委員長土居篤男議員。

＊

令和2年6月18日

南国市議会議長 土居恒夫様

教育民生常任委員長

土居篤男

#### 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和2年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

	歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費		
第2号	令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第3号	南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第4号	南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第5号	南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第6号	南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

\*

〔19番 土居篤男議員登壇〕

○19番（土居篤男） おはようございます。教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号から議案第6号までの6件であります。

去る6月18日、三木副市長初め、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和2年度南国市一般会計補正予算第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。民生費関係で主なものは、生活困窮者自立支援事業費324万円及び児童福祉施設建設補助金等事業費816万円を増額計上し、衛生費関係で主なものは、保健事業費145万1,000円、保健衛生予防費105万1,000円等を増額計上し、教育費関係では、給食一般管理費199万7,000円を増額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、生活習慣病予防に関するヘルスアップ事業費が増額されたことにより、歳入歳出ともに193万円を増額計上したもので、適当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであり、改正の内容は、特定地域型保育の提供が終了した満3歳未満保育認定子供に対する特定地域型保育事業者による連携施設の確保に係る適用除外要件の追加であり、適当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するもので、主な改正の内容は、家庭的保育事業者等による保育の提供が終了した利用乳幼児に対する当該家庭的保育事業者等による連携施設の確保に係る適用除外要件の追加であり、適当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童支援員は、一定の要件を満たした者のうち、「都道府県知事又は指定都市の長が行う研修を修了したもの」でなければならないとしていますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、研修実施主体に中核市の長を追加するものであり、適当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第6号南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和2年5月25日から個人番号の通知カードが廃止されたことにより、通知カードの再交付手数料の規定を削るものであり、適当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（土居恒夫） これにて委員長の報告は終わりました。

—————\*—————

○議長（土居恒夫） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

まず、議案第1号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号から議案第11号まで、以上9件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第11号まで、以上9件はいずれも原案のとおり可決されました。

—————\*—————

#### 新型コロナウイルス対策特別委員会の中間報告

○議長（土居恒夫） 日程第12、新型コロナウイルス対策特別委員会の中間報告を議題といたします。

特別委員会に付託中の事件について、会議規則第45条第2項の規定により中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

新型コロナウイルス対策特別委員長前田学浩議員。

〔14番 前田学浩議員登壇〕

○14番（前田学浩） 新型コロナウイルス対策特別委員会のこれまでの協議の経過につきまして、御報告申し上げます。

当委員会は、4月28日の臨時議会において委員会の設置が決議され、同日、委員長・副委員長を選出し、5月1日から毎週金曜日に委員会を開催することを決定しました。

5月1日には、村田副市長、危機管理課長、財政課長より市の取り組みについて説明を受けた後、各常任委員会で所管する内容ごとに、新型コロナウイルス対策について短期の課題、中長期の課題の洗い出しを行いました。その中から、緊急に市長に要望する事項を確認し、同日、市長あてに要望書を提出いたしました。

5月8日は、南国市商工会から、会長・副会長ほか5名が来庁され、商工会が実施したアンケート結果の説明と新たな支援策の要望を受けました。商工会からの要望をたたき台にして、その場で、委員と両副市長、危機管理課長、商工観光課長で対応の確認を行いました。支援金や給付金について、売上減額幅の見直しや家賃に地代を入れること、さらに対象者を市外在住者にも広げるよう要望書を作成し、市長に提出しました。その後、既に皆様にお渡ししていますように、要望書の回答をいただきました。

5月15日は、教育次長より教育現場での取り組みについて説明を受け、その後、市のコロナ対策について協議を行いました。市民に対して情報公開が十分でないとの意見が出され、急遽、わかりやすい案内文書を全戸配布するよう市長に要望した結果、広報なんこく6月号と一緒に、南国市の支援策を案内する「南国市民の皆さまへ」というチラシを配布することができました。

5月22日は、急遽議員協議会となりましたが、南国市が支援している西島園芸団地のキャンペーンや道の駅南国風良里の応援企画について各議員に紹介いたしました。

5月29日には、6月議会に向けた要望事項の確認を行いました。市独自の持続化給付金の受付開始を7月から6月に前倒しできないかなど、早急に対応を求める意見が出され、会の終了後、三木副市長に直接要望を行いました。

6月5日は、市民に支給される定額給付金10万円をどうすれば南国市内で使ってもらえるかについて協議を行いました。

今後、当委員会では、第2波の感染拡大がないように感染防止を第一に要望し、経済的に窮地に立たされた事業者や市民に寄り添った実効ある対策について、検討を重ねてまいりたいと考えております。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、当委員会の中間報告といたします。

○議長（土居恒夫） これにて新型コロナウイルス対策特別委員会の中間報告を終わります。

＊

### 承認要求書

○議長（土居恒夫） 日程第13、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されて

おります。

＊

## 承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

### 記

1. 事項 本委員会の所管に属する事項
1. 目的 所管事項の把握
1. 方法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期間 調査終了まで

令和2年6月22日

南国市議会議長 土居恒夫様

総務常任委員長 西川 潔

産業建設常任委員長 有沢 芳郎

教育民生常任委員長 土居 篤男

議会運営委員長 岩松 永治

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議発第1号から議発第3号まで

○議長（土居恒夫） ただいま議発第1号から議発第3号まで、以上3件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

議発第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年6月22日提出

提出者	南国市議会議員	中山	研心
賛成者	〃	今西	忠良
〃	〃	有沢	芳郎
〃	〃	西山	明彦
〃	〃	西川	潔
〃	〃	山中	良成
〃	〃	浜田	憲雄
〃	〃	西本	良平
〃	〃	植田	豊
〃	〃	丁野	美香
〃	〃	岩松	永治
〃	〃	野村	新作
〃	〃	前田	学浩
〃	〃	岡崎	純男
〃	〃	浜田	和子
〃	〃	神崎	隆代
〃	〃	杉本	理
〃	〃	村田	敦子
〃	〃	福田	佐和子
〃	〃	土居	篤男

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....

議発第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比+1.2%と、過去最高の水準となりました。しかし、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連を初めとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
3. 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
4. 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
6. 2020年度から始まった会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保を図ること。
7. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
8. 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
10. 依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月22日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
経 済 産 業 大 臣	梶 山 弘 志 様
内閣府特命担当大臣 (地方創生規制改革担当)	北 村 誠 吾 様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)	西 村 康 稔 様
新型コロナウイルス感染症対策担当大臣	

＊

議発第2号

新型コロナウイルスの影響による医療機関・介護事業所の年収を確保し、安全・  
安心の医療介護を存続していくために新たな公的資金の導入を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年6月22日提出

提出者	南国市議会議員	土居篤男
賛成者	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	西山明彦
〃	〃	西川潔
〃	〃	山中良成
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	西本良平
〃	〃	植田豊
〃	〃	丁野美香
〃	〃	岩松永治
〃	〃	野村新作
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	前田学浩
〃	〃	浜田和子
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	村田敦子
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	杉本理
〃	〃	有沢芳郎

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....  
議発第2号

新型コロナウイルスの影響による医療機関・介護事業所の年収を確保し、安全・安心の医療介護を存続していくために新たな公的資金の導入を求める意見書

新型ウイルスの感染の広がりによって、医療機関は感染対策に奔走しています。介護事業所は、感染におびえながら介護を提供しています。

医療機関では、①全ての医療機関の患者が感染をおそれ、受診を控えたことにより患者減となっている、②コロナ患者の受け入れベッドをあけておく、③医師・看護師の特別の体制をとる、④一般診療、入院患者数が縮小している、⑤手術や検査、健康診断の先延ばしやキャンセル等が起きています。

介護事業者は、感染をおそれた利用者のキャンセルによる利用者減、新規の入所者の減が起きています。これらのことによって、医療機関も介護事業者も大幅な収入減となっています。

こうした中で医療機関・介護事業所が事業を継続して、安全・安心の医療介護を継続していくためには、新たな公的資金の導入が不可欠になっています。

新型コロナウイルスの影響による医療機関・介護事業所の昨年度年収を確保し、安全・安心の医療介護を存続していくために以下の実現を求めます。

記

1. 医療機関・介護事業所が昨年度と同様の年収を確保できるように公的資金の導入をすること。
2. 医療機関・介護事業所で働く労働者の昨年と同様の年収が確保できるように手立てをとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月22日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様
経 済 産 業 大 臣	梶 山 弘 志 様
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 様

内閣府特命担当大臣

(経済財政政策担当) 西 村 康 稔 様

内閣府特命担当大臣

(地方創生・規制改革担当) 北 村 誠 吾 様

-----\*

議発第3号

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年6月22日提出

提出者	南国市議会議員	村 田 敦 子
賛成者	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	土 居 篤 男

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....  
議発第3号

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

2019年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、高知県では全国最低の790円に過ぎない。これでは、フルタイムで働いても年収120万～150万円にしかならず、最低賃金法第9条「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに、地域別であるがゆえに、高知県と東京では、同じ仕事をしていても時給で223円も格差がある。しかも、年々格差が拡大してきている。若い労働者の都市部への流出を招き、地域の労働力不足を招いている。地

域経済の疲弊につながり、同時に自治体の税収が不足し、行政運営にも影響が出始めている。調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活する上で必要な生計費は、全国どこでも月22万円～24万円（税込み）、時間額で1,500円前後の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準である。また、そのほとんどの国では、地域別ではなく全国一律制をとっている。OECD加盟国は最低賃金を引き上げ、購買力平価換算で時間額1,200円以上、月額約20万円以上は当然となっている。政府が率先して必要な中小企業支援策を実施して、公正取引ルールを整備し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的な使いやすい支援策を拡充しながら、最低賃金を大きく引き上げることを要望する。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

#### 記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を時間給1,500円を目指し、大幅に引き上げること。
2. 政府は、最低賃金法を「全国一律最低賃金制度」に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月22日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様
中央最低賃金審議会会長	仁 田 道 夫 様

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。この際、以上3件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—————\*—————

○議長（土居恒夫） この際、議発第1号及び議発第2号、以上2件を一括議題といたします。お諮りいたします。ただいま議題となりました2件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

議発第1号、議発第2号、以上2件を一括採決いたします。以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号、議発第2号、以上2件は原案のとおり可決されました。

—————\*—————

○議長（土居恒夫） 次に、議発第3号を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員登壇〕

○1番（杉本 理） おはようございます。日本共産党の杉本理でございます。

私は、ただいま議題となりました議発第3号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の賛成討論をいたします。

私たち南国市議会は、近年では昨年の6月、そして一昨年の6月の議会において、同様の意見書を全員が賛成し政府に態度表明をしてきました。今回は、いつにも増して、そしてこのコ

コロナ禍だからこそ、この意見書で国に求める重要性があると思い、ここに立った次第です。

私は、まず、このコロナ禍で多くの中小企業が政府と自治体の支援策を活用しながら事業の存続と雇用の維持に懸命に努力されてることに敬意を表します。と同時に、現況の経済危機を乗り越えるためにも経営努力に報いるためにも、最低賃金を引き上げることと引き上げが可能となる政府による支援の強化を求めるものです。

それでは、意見書が要求している3項目について、1つずつ述べさせていただきます。

1番目の項目、最低賃金を大幅に引き上げ時間給1,500円を目指すことについてです。

昨年10月に改正された高知県の最低賃金時間給は790円、高知労働局では15年連続のアップであり、引き上げ額、引き上げ率ともに過去最高と述べていますが、本当にこの程度での引き上げでいいのでしょうか。790円で毎日8時間働いて平日毎日出勤してようやく月13万円を超える程度、年収にして200万円に遠く及びません。どうやってこの額で最低賃金法が求める健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるのでしょうか。これでは、長時間労働そして休日出勤をするしかないではありませんか。昨年の参院選では、自民党を筆頭に公明党、立憲民主党、社民党など多くの政党が最賃1,000円以上を公約に掲げ、抜本的な引き上げを求める点で一致しているのは、記憶に新しいところです。

2番目の、全国一律の最賃を求める意見について述べます。

人口の流出と都道府県別の最賃は強い関係にあり、高知県と東京では223円もの差があるため若年労働者の大都市部への流出がとまりません。実際、それはデータでもあらわれており、2018年の最賃700円台の19県全てで人口が減少し、800円台でもほとんどの県で減少してしまっています。高校まで頑張って勉強して県外の大学に進学して、そして帰ってきたいのに低賃金の高知県には帰ってこれない、それどころか20代の若者の南国市外への流出がとまりません。こういった事態を全国一律の最賃で一刻も早くストップさせなければなりません。

3番目に、中小企業への支援策についてです。

最低賃金の抜本的引き上げは、中・長期的に見れば中小企業の経営に好循環を生み出すことにはなりますが、当面は経営に対して一定の負担を求めることにはなります。現在の中小零細企業の実態を考慮すれば、支払い能力に困難を抱える中小零細企業に対して政府の責任による特別の支援策が必要です。今、支援策として求められるのは、優越的地位の濫用などを明記するなどの独占禁止法の抜本的改定、下請け二法の強化、公正取引委員会の機能と体制の強化などにより、適正価格による公正取引を確立させ、それを保障する法整備と行政力の拡充です。さらには、使い勝手の悪い業務改善助成金一辺倒ではなく、現行の助成金制度を根本的に見直し、

その交付金額を大幅に増額すべきです。

最後に、一部経営者団体から出されている最低賃金の凍結や抑制は、ポストコロナの経済に対する負の効果しかありません。消費を向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、人材が市外そして県外に流出し続けてしまう地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,000円そして1,500円を目指すことが必要です。と同時に、それを補完する中小企業に寄り添った行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。

以上をもちまして賛成討論を終わります。同僚議員皆さんの御賛同でこの意見書が可決されることを心待ちにしております。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立少数であります。よって、議発第3号は否決されました。

—————\*—————

○議長（土居恒夫） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第415回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時29分 閉会